

令和8年2月10日（火）

【事務局】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから大阪府薬事審議会を開催いたします。

私は本日司会を務めます大阪府健康医療部生活衛生室薬務課の吉永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員17名のうち13名に御出席いただいております、過半数に達しておりますので、大阪府薬事審議会規則第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、大阪府情報公開条例に基づき、府が開催する審議会につきましては、原則、公開することとなっておりますので、本審議会は公開とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、健康医療部長の西野より御挨拶申し上げます。

【事務局（西野健康医療部長）】 健康医療部長の西野でございます。

委員の皆様には大変お忙しい中、また今日のような寒い中、このように御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。また、日頃は大阪府の薬事行政の推進に皆様に力添えを賜っておりますことを、改めてお礼を申し上げたいと思います。

昨年、大阪・関西万博が開催されまして、延べ2,900万人の方が大阪にお越しになりました。国内外から多くの方に御来場いただき、大きな事故もなく終わることができました。こちらについてもお礼を申し上げたいと思います。

大阪府では、万博後の成長戦略「Beyond EXPO 2025」を策定し、特にライフサイエンスの分野では治験、創薬などの取組みを加速させまして、大阪のさらなる成長につなげていきたいと考えているところでございます。

さて、昨年5月に改正薬機法が公布されまして、段階的に施行をされているところでございます。幾つか内容を申し上げますと、医薬品の製造販売業者における品質保証責任者、それから供給体制の管理責任者等の設置を法定化されるということがございました。また、濫用のおそれのある医薬品の販売規制、薬剤師等の遠隔管理の下での一般用医薬品の販売、それから、大阪府では先行して実施をしておりました薬局の調剤業務の一部外部委託につ

いて制度化されるところでございます。また、健康増進支援薬局の認定制度の新設など、医薬品の販売や薬局機能について大きな見直しが予定されているところでございます。引き続き、大阪府では改正法の円滑な施行に向けまして取り組んでまいりますので、皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の審議会でございますけれども、地域連携薬局等の現状について御報告させていただくほか、4つの部会の今年度の取組、それから来年度の予定について議題とさせていただいているところでございます。医療のDX化の進展に伴う医療機器のサイバーセキュリティの対策、在宅における医療機器の安全使用、それから改正薬機法の動きに合わせた医薬品製造の品質管理・適正販売についても取組を進めている部分につきましての御報告をいただきたいと思っております。

これまでの御審議をいただきました各部会長の皆様をはじめ、各部会の委員の皆様にも、改めてお礼を申し上げます。

本日は限られた時間でございますけれども、忌憚のない御意見を賜りまして、今後の薬事行政の充実につなげてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

(委員2名到着し、出席者15名となる)

【事務局】 それでは、議事に入ります前に、お手元の委員名簿の順に御出席の委員を御紹介させていただきます。御着席のままでお願いいたします。

なお、今年度新しく委員に御就任いただきました阪本委員と、委員就任後初めての出席となる本田委員は、着席のままで結構ですので、一言お願いいたします。

(各委員紹介)

【事務局】(資料について説明)

それでは、これより議事に移ります。この後の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

【土井会長】 土井でございます。先ほど御紹介いただきました。引き続き会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、会議の円滑な進行に御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

まず、本日の議事について御説明を申し上げます。議事次第を御覧いただきたいと思っております。

本日1つ目の議題は、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局についてですが、令和3年8月に新設されました認定薬局制度について、令和3年度第1回審議会において大阪府の定める認定要件等について審議いただき、今後の審議会においても認定状況の報告と必要な事項については審議いただくということにされたところでございます。今回は、前回に引き続きまして、府内の認定状況や推進に向けた取組内容について御報告いただきます。

また、2つ目の議題といたしましては、各部会、4部会でございますが、取組状況や成果物について御報告をいただきます。

いずれの議題も、皆様方から忌憚のない御意見をいただきますようによろしく願いいたします。

それでは、議題の1番に入りたいと思います。

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局について、事務局からよろしく願いいたします。

(資料に基づき、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局について事務局より認定状況と取組を説明)

【土井会長】 どうもありがとうございました。

認定薬局制度が開始されて4年半が経過して、大阪府におけます認定状況の報告と取組について御説明をいただきました。また、国における地域連携薬局等の見直しの検討状況についても御説明いただきました。認定薬局が地域において求められる役割を果たすことができるよう、引き続き、府民への周知・啓発や医療介護関係者への働きかけを行うとともに、今後、国で予定されている認定要件の見直しにも迅速に対応していく予定とのことでした。

この取組に対して、何か御意見等はございませんでしょうか。御意見があります場合は挙手をお願いいたします。

岡本委員。

【岡本委員】 お尋ねします。3ページのところの下に、認定が進まない理由が、認定取得のメリットが感じられないと書かれてあります。薬局はどのようなものを期待されているのか、そして、メリットが感じられない具体的な内容を教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

【土井会長】 いかがでしょう。よろしく願いします。

【事務局】 御質問ありがとうございます。認定薬局のメリットにつきましては、最初

のスライドにもありましたが、薬局の機能を明確化していくことが重要だと考えています。薬局は外から見るとどこも同じように見えがちですが、認定薬局であれば地域の医療機関と連携し、入退院時の情報共有や薬物治療の継続をスムーズに行えるというメリットがあります。一方で、認定要件は厳しくて、特に専門性を有する薬剤師の配置など人員体制の確保が難しいという声を伺っています。多くのチェーンの薬局で認定を取っていただいているものの、人事異動等により1年ぐらいで替わられたりするケースもあり、そのたびに空いた穴を埋めなければならないことがあるということで、安定した体制を整えるのが難しいと伺っております。

【土井会長】 どうもありがとうございます。

【乾委員】 行政からは答えにくいのかもわかりませんので、現場の立場からお答えします。そもそも認定薬局は、先ほど説明がありましたように、薬局の機能の明確化ということで法律にもなったというところですがけれども、数が増えないというのは、薬局のメリットというよりも、本来は患者さんや地域住民にこの認定薬局制度によるメリットをご理解いただき活用いただくべきなのが薬局や行政等からの発信が不十分で、認定薬局に相談して、また、処方箋を持って行って非常によかったなど、そういうことがなかなか実感されていないということが一番大きいと思っています。

それともう1点は、現場のメリットというのは、私は本来は求めるべきではないとは思っていますけれども、診療報酬等の中に具体的に、認定薬局に関する点数評価がないということです。薬剤師会としては、地域支援体制加算の算定が地域連携薬局になれば非常により取りやすくなるということと、認定された薬局であるということを地域住民に発信できますよということはアピールしています。しかし、申請する手続きが非常に手間もかかり、また、ハードルが結構高い。それと、毎年更新する必要があるということでなかなか増えない状況です。

それと、先ほどもありましたように、せっかく認定を取られても薬剤師が転勤で異動になったりすると、特に専門医療機関連携薬局の場合ですと、専門薬剤師の有資格者が不在になってしまうと認定されません。このような事情でなかなか目標数に達しないというところでもあります。引き続き地域住民がしっかりとメリットを感じられるように、大阪府薬剤師会としても進めていかないといけないと考えております。

【土井会長】 どうもありがとうございました。岡本委員、よろしいでしょうか。

【岡本委員】 ありがとうございました。

【土井会長】 幾つか問題点があるようですが、解決に向けていろいろ手を打っていつて伸びるといいますか、地域住民が一番メリットがあるような方向で進めていただけたら良いのではと私も思っております。

ほか、よろしいでしょうか。御質問はございませんでしょうか。

【林委員】 関西医薬品協会の林です。

この審議会には昨年度から参加をさせていただいております。今年度も、地域連携薬局と専門医療機関連携薬局に関しては、昨年度と同様、認定薬局の数を増やすことと、認知度を高めることが中心であるように感じます。しかし、昨年も申し上げましたが、認定はあくまで手段であって、真の目的は薬局・薬剤師の対人業務の強化や、医療機関等との地域連携を実現することであるはずだと思います。昨年度の大阪府の取組状況の資料には、関係者への周知・広報の他に実態把握ということも挙がっていたんですけども、今年の資料は関係者への周知・広報だけになっているんですね。

認定薬局制度によって、大阪府内の薬局・薬剤師の対人業務がどれほど強化されたかを、例えば残薬管理の徹底がこれだけ進んだとか、ポリファーマシーをこれだけ減らせたとか、あるいはどのように多職種連携や薬薬連携を実践して、在宅医療サービスの拡充が可能になったとか、そういった具体的なデータを集めて可視化すること、そしてうまくいった事例があれば、それを府内の他の薬局にも横展開をするようなことを考えていただければ、先ほど乾会長がおっしゃった、患者さんにとっても、これは非常にいいことだということが伝わるのではないかと思います。

【土井会長】 どうもありがとうございます。事務局のほう、いかがでしょうか。

【事務局】 対人業務として、具体的にどのような取組みがどこに反映しているかという点について、もっと掘り下げて調べる必要があると思われましたので、調査方法については関係者の方々に相談しながら検討していくことになるかと思えます。ポリファーマシーのところまで踏み込めるかは分かりませんが、何か評価できる指標がないかということで検討していきたいと考えています。

【土井会長】 よろしくお願ひします。

ほか、よろしいでしょうか。

【山上委員】 ちょっと質問もあるんですけども、この認定薬局というのは都道府県が認定しますよね。だけど、先ほど乾会長がおっしゃられたように、この薬局というのが、いわゆる診療報酬上のインセンティブがないんだと。お聞きしたいのは、薬局にその資格

がつくのか、そこにいる薬剤師自身につくのか、こういうところはどっちにつくような形となっているでしょうか。

【土井会長】 その辺いかがでしょうか。

【事務局】 認定薬局制度そのものは、保険の報酬とは切り離された仕組みであり、薬局が「地域連携薬局」であることを名乗れるようにするための制度となっています。

【山上委員】 ありがとうございます。

【土井会長】 よろしいでしょうか。

【山上委員】 はい。

【土井会長】 どうもありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、昨年度からのいろいろな課題も含めまして、引き続き、府民や関係者への周知を行っていただきまして、認定薬局の活用を促して、地域医療の質の向上につなげていただくことを期待いたしております。いただいた意見も踏まえて、対応をこれからも進めていただくということでよろしいでしょうか。

(御意見なし)

【土井会長】 それでは、そういう方向でお願いしますが、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】 本日、御意見をいただきまして、ありがとうございました。本日の御意見を踏まえて、さらに府民に、あるいは関係者への周知も進めていきますし、認定薬局を推進していくためにどのようなメリットがあるかというところも掘り下げて調べたいと思っておりますので、今後の審議会等で認定状況に関する取組につきましても御報告を行わせていただきますので、引き続き、地域医療・薬事関係の代表である皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

【土井会長】 どうもありがとうございます。

それでは続きまして、議題の2つ目に移りたいと思います。2つ目は各部会からの報告でございます。

まず始めに、医療機器安全対策推進部会の取組につきまして、事務局及び中田部会長、よろしくお願いたします。

(資料に基づき、医療機器安全対策推進部会の取組について事務局及び中田委員より説明)

【土井会長】 どうもありがとうございました。

今年度は、昨年度実施した訪問看護ステーションや在宅向け人工呼吸器販売等営業所へのアンケートの結果を基に、在宅人工呼吸器の安全対策の課題等の検討を行い、収集した事例の紹介及びその対策に関する啓発動画を作成して、併せて動画を基に現場で活用可能な書類資材を作成いただいたという御説明でございました。

御説明いただいた内容につきまして、何か御意見はございませんでしょうか。

【岡本委員】 感想も含めて申し上げたいと思います。ナレーションを聞いているととても分かりやすかったんですが、画面はすごく文字が多く、漢字が多く、ナレーションと反比例して、これを読むのはちょっとしんどいなという感想を持ちました。私自身、家で動画の1と動画の2を拝見したんですけれども、15分というのはやはり患者や患者家族にとってはちょっと長いのかなと、特に画面を見ていると思いました。動画というふうに言われていますけれども、ほぼ静止画だったので、タップの外れているところなんかは少し動画でしていただいたほうがより理解が深めやすいのかなと、そういう感想を持ちました。

以上です。

【土井会長】 ありがとうございます。中田委員、いかがでしょうか。

【中田委員】 適切な御指摘だとは思いますが、それを完全な動画として作るのは、みんなで力を合わせてもなかなか難しいところがありまして、今回御指摘をいただきましたので、動画で動かしたほうがいいのかというのでしたら、短いものだったらできるかもしれませんので、再度検討させてください。

【岡本委員】 すみません、好きなことを言ってしまいました。

【中田委員】 適切なる御指摘であるとは思っています。

【土井会長】 ありがとうございます。

ほか、御意見等はございますか。事務局のほうからいかがでしょうか。

【事務局】 事務局です。おっしゃられるとおりで、部会の中でも、動画と言いながらも文字がかなり多いという御指摘や今後見直しがあれば、もっとシンプルな形のものを検討してはどうかとの意見もいただきました。私どもとすると、動画と言いながらも必要な情報はなるべく入れることができればと考え、省けるところを省いた形であるところも御理解いただければと思います。

また、タップのところですが、動画や目で見て分かるような検討はしたのですが、なかなかそれに追いついていない部分が多くあると思います。ダイジェスト動画の冒頭に

あったように、なるべく目立つように赤の点滅やアニメ効果などを入れることで対応をさせてきましたが、言われていることはもっともだと思いますので、今後に向けての検討とさせていただきます。ありがとうございます。

【土井会長】 よろしく願いいたします。

【乾委員】 動画を見せていただいて、非常に参考になりました。対象は患者さん、ご家族、それと訪問看護師さん向けというふうにお聞きしましたがけれども、在宅訪問を行っています薬剤師や介護職種、医療職種の多職種の皆さんが、こういうヒヤリ・ハット事例等で確認することを知識として知っておくと、患者さん家族から相談を受けた場合にも的確なお答え、回答等ができる可能性もありますので、できましたら関係者、関係団体、介護・医療職種の団体にも案内をいただけるとありがたいなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

【土井会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 現状は、アンケートを取らせていただいた大阪府訪問看護ステーション協会さんや大阪医療機器協会さんを通じて、患者さん、患者家族にお伝えすることを考えております。また、部会にも入っていただいております薬剤師会の委員からも、医療関係の薬剤師会での研修等でも前向きに考えたいということもおっしゃられておりましたので、幅広く、医療に関わられる方々にもお伝えできるようなことを検討させていただきたいと思っております。

【土井会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【乾委員】 よい成果物を作られたので、ぜひ活用を進めていただければというところですので、よろしく願いいたします。

【土井会長】 ありがとうございます。長年にわたる取組の集大成だと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

ほか、よろしいでしょうか。

(御意見なし)

【土井会長】 ありがとうございます。それでは、今いろいろ御意見をいただきましたことを踏まえまして、改良等を御検討いただき、今後につなげていただけたらと思います。

それでは、中田部会長、啓発活動、書類資材の周知・啓発について、引き続きよろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

それでは、議題2の2つ目に移らせていただきます。

医薬品等基準評価検討部会の取組につきまして、事務局及び伊井部会長、よろしく願いいたします。

（資料に基づき、医薬品等基準評価検討部会の取組について事務局及び伊井委員より説明）

【土井会長】 どうもありがとうございました。

昨今の不正事案を受けて品質管理の徹底が求められる中、実際にこれらの業務を担う人員の教育や人材育成が重要であることから、今年度は、昨年度に実施した事例収集アンケートの結果を取りまとめ、人員の教育・人材育成の現状の課題、求められる在り方や他社の取組事例を抽出し、その強化に資する資料を作成いただいたということの御説明でございました。

御説明いただいた内容につきまして、何か御意見等はございますでしょうか。挙手をお願いいたします。

林委員。

【林委員】 御説明ありがとうございました。

各責任者に求められる心構えや知識・スキルを明らかにした上で、それを習得するための教育と、もう少し中長期の視点から組織の中で成長を支援する人材育成とに分けて、それぞれの課題と解決へのアプローチ、それも各社の参考事例も示されて、目的が明確な完成度の高い資材になっていると思いました。これは、この検討部会に当協会の関係者が多く参加しているからとかいうことではなくて、率直にそう感じました。

ただ、例えば、資材12ページの総括製造販売責任者に求められる知識・スキルのところで、経営陣への提言力というのがあるのですが、そこを見ると、品質安全性の観点から必要なリソースや改善事項について、経営陣へ必要な意見を述べて実行させる能力ということが書かれています。不正事案の背景として、昨年も申し上げましたが、易きに流れやすい人の性質に加え、特に製薬企業の現場では納期とかコストとかのジレンマと常に板挟みになっていて、そのような中で経営陣を説得するには、やはり対策の費用対効果のデータを十分集めて、エビデンスに基づき説得するというような能力も必要になってきますが、それは非常に高度な能力ではないかと思えます。

ですので、ここではこういうふうに書かれています、できればこういった能力をどのように身につけていけばよいのかということも今後は検討していただければありがたいと思っております。

以上です。

【土井会長】 貴重な御意見をありがとうございます。

【伊井委員】 どうも貴重な御意見をありがとうございます。確かに、総括製造販売責任者に求められる資質は非常に重要と考えておりますので、今後、総括製造販売責任者のための参考資料も検討できるか考えてみたいと思います。

【林委員】 よろしく申し上げます。

【土井会長】 よろしいでしょうか。

ほか、御意見等はございますでしょうか。

山本委員。

【山本委員】 どうも御報告ありがとうございます。大変よく分かりました。

今は医薬品の供給につきましては、医薬品・製薬会社の特にジェネリック医薬品なんかの供給が滞っていたり、製薬企業さんには物すごく注目が集まっている中で、どのように改善していこうかというようなところで非常に御苦労されているんだなということはよく分かります。

質問なんですけれども、この取組で、今教育とか人材育成とかのことをされているんですけれども、製薬企業の参加率といいますか、100%の製薬企業さんが大阪府のこのような取組に対して前向きに参加されているんでしょうか。これが1点です。

もう1点も先に言うておきますと、教育とか人材育成で、成果として知識・スキルの習得につながったところに書いておられるんですけれども、こういうことについては評価をされていると思うんですけれども、どのような形で評価をされているんでしょうか。いろんな取組をしたときには評価というものもあると非常に分かりやすくなると思うんです、次の改善とかにもつながりますので。そのあたりについて教えていただけますでしょうか。

【伊井委員】 どうも御質問ありがとうございます。最初、1点目の御質問を確認させていただきたいんですけれども、参加率というものをもう少し御説明いただければと思います。

【山本委員】 参加率という言葉が分かりにくかったですかね。こういうような大阪府として成果物とかを作って取り組んでおられます。それを一方的にお渡ししているだけなのか、それとも、それを基に製薬会社、だから、何社あるかは私は存じませんが、その製薬会社は皆さん同じようにかなり前向きに取り組んでおられますかということのを伺いたくて、参加率という言葉を使わせていただきました。

【伊井委員】 各製薬会社ともやはり教育訓練に非常に苦慮されているところがございます。まして、私の個人的意見なんですけれども、医薬品の品質というものは、その医薬品の製造並びに試験される方の人の質と相関があると考えています。そういう意味で各社共に教育訓練は非常に重要との認識で取組はされているんですけれども、2つ目の質問にも関連するんですけれども、教育は実施されているんですけれども、なかなか教育訓練の効果が上がらないということも伺っておりますので、そのような課題を解決するための参考情報としてアンケート結果からピックアップしました教育訓練の効果を高める手法や事例を記載しております。

それと2番目の評価ですが、これは、非常に重要なポイントであり、前回の改正GMP省令には、教育訓練をやりさえすればいいんじゃないかと、教育訓練の効果の評価をしなさいということが追加されております。この評価につきましては、例えば教育訓練を受けて記録を取るだけではなくて、例えば、受講者に対してアンケートを行い、教育訓練に使用した資料が分かりやすいのかとか、あと教育訓練の頻度とか時間が適切かとの意見を参考にして効果的な教育訓練に改善をしていくような対応が求められています。

【山本委員】 ありがとうございます。伊井部会長がおっしゃいますように、私も人材、個人の資質の向上というものは、基本的に、そこがやはりベースになってくるのかなというように私も考えております。そういう意味において、教育の在り方は大変難しいところがあると思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

【伊井委員】 どうも貴重な意見をありがとうございます。

【土井会長】 どうもありがとうございます。事務局のほうからはよろしいですか。ほか、御意見等、よろしいでしょうか。

(御意見なし)

【土井会長】 どうもありがとうございます。

それでは、伊井部会長、人員の教育・人材育成の強化に資する資料の周知・啓発、あるいは改善等も含めて、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

【伊井委員】 どうもありがとうございました。

【土井会長】 それでは続きまして、議題2の3つ目に移らせていただきます。

医療機器等基準評価検討部会の取組につきまして、事務局及び芳田部会長、よろしく願いいたします。

(資料に基づき、医療機器等基準評価検討部会の取組について事務局及び芳田委員より説明)

【土井会長】 どうもありがとうございました。

医療機器製造販売業者における医療機器のサイバーセキュリティ対策への理解促進に向けた取組の検討に当たり、今年度は医療機器のサイバーセキュリティの専門家を招いての意見交換や、サイバーセキュリティの対応状況を目的とした府内医療機器製造販売業者へのアンケート調査を現在実施中ということの御説明でございました。2年間でこれを実施するという報告でございました。

御説明いただいた内容につきまして、何か御意見等はございますでしょうか。

お願いします。

【阪本委員】 ありがとうございました。大阪府医師会の阪本と申します。

アンケート項目の中に入っているのかもしれないんですけども、「アンケート項目の例」の問2に、アドバイザー情報を提供していないと回答された方に対する設問がありますが、提供されている場合はどういった手段で、どの程度の頻度で提供を行っているのか、そういうところを知りたいところではあります。実は、数年前に御存じのとおり大阪府下である医療機関がサイバー攻撃を受けて大変なことになったんですけども、私、多少関与していたので、そういったところの、メーカー側がどの程度医療機関のほうにどういった手段で情報を発していくのか、もしそういう設問がなければそういうことを考えていただいたら。

【芳田委員】 御質問ありがとうございます。頻度、それからどういう方法でということに関しては、特に今回のアンケートの設問の中には入れていませんでしたので、今回の御意見を頂戴しまして、既にこれについてはアンケートを出させていただいているんですけど、今後の検討として、そこは配慮をさせていただきます。ありがとうございます。

【土井会長】 どうもありがとうございます。

ほかに御意見あるいは検討事項等がございましたら、忌憚のない御意見をいただきたいんですが、よろしいでしょうか。サイバーセキュリティ、非常に重要な問題ですが、よろしいでしょうか。

(御意見なし)

【土井会長】 それでは、この方向で対応を進めていただくということで、来年度の課題や問題点等を整理していただきまして、サイバーセキュリティの対策の参考となる資料等の作成につきまして、引き続き、芳田部会長、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題2の4つ目に移らせていただきます。

医薬品適正販売対策部会の取組につきまして、事務局及び山本部長、よろしくお願いたします。

（資料に基づき、医薬品適正販売対策部会の取組について事務局及び山本委員より説明）

【土井会長】 どうもありがとうございました。

本部会では、昨年度、薬剤師等の資質・方向性等についてまとめ、「薬剤師・登録販売者の資質向上のための実践ガイド」を作成いただきましたが、今年度は、地域での薬剤レビューの取組事例の収集や、実践ガイドに指定濫用防止医薬品の規制強化を盛り込んだ改正薬機法の内容を反映いただいたとのことですが、その改定、令和8年3月予定でしょうか。

【山本委員】 はい。

【土井会長】 何かこの件につきまして、御意見はございますでしょうか。

林委員。

【林委員】 御説明ありがとうございました。

この資料の本体部分には全然異論はありませんが、今回読ませていただいて、資料の2ページの「1. はじめに」のところは、恐らくこの実践ガイドをこれから活用しようとする方が、まず初めにどういう目的でこの資料が作成され、何が書かれているのかを知るために目を通すところかと思うんですけれども、読みますと、患者のための薬局ビジョンとかアクションプランとか、厚労省が今まで文書を幾つか出したことが紹介されていて、末尾にそのビジョンやアクションプランを府内で普及・推進するために、薬剤師・登録販売者がどう取り組めばよいのかを示すために作成したと書かれているだけで、いろいろある薬剤師業務のうち、何で薬剤レビューと濫用対策だけを実践の対象として取り上げているのかということが、この「はじめに」を読んだだけでは十分伝わらないのではないかという感じがいたしました。この際、この「はじめに」の部分は、資料の趣旨が明確に伝わるように改められてはいかがでしょうか。

【土井会長】 山本委員、いかがでしょうか。

【山本委員】 どうも御質問ありがとうございます。基本的にこの初めの部分につきましては、薬剤師が抱えている業務、前半は薬剤師向けですので、薬剤師に向けた思いがかなり詰まっております。実は、薬剤師が今直面している問題は、先ほども言いました医薬品の供給不安の対策であったり、それから地域フォーミュラリーであったり、などなどと

いますか、医薬品の先ほど供給体制と言いましたけれども、備蓄問題であるとか、たくさんあるんです。

その中の薬剤レビューにフォーカスした理由といいますのが、今、情報が物すごく多くなっています。情報といいますのは患者情報です。マイナポータルのPHR情報であるとか、そこの中には電子カルテの情報も入ってくるように、今後増えてきます。あと、民間のPHR業者の集めていく情報であるとか、こういうような今患者さんから薬剤師が集めている情報の数がどんどん増えてくるでしょう。そういうような情報に埋没しないようにするためには、これからの先を見据えて、これを患者さんのために、国民のために、大阪府民のために科学して、よりよい適正な医療を提供できる、薬物療法を提供できるような個人的な能力向上というものはかなり重要なポイントになってくるだろうという思いがあり、薬剤レビューにフォーカスしたという経緯があります。ですので、多くの薬剤師が関わっていかないといけない業務がある中で、薬剤レビューに焦点を当てていきたいという思いの中で、今、部会としては取り組んでおります。

薬剤レビューに関しましては、実は、次年度の診療報酬改定のところでも議論がされている状態で、その議論の中ではドクター側も、医療機関側も、薬剤師側も両者が協力して行っていくような方向の議論もなされている状態です。ですので、本部会の取組はある意味、先見の明があったかなと部会長としては思っている次第です。

御指摘の、もっといわゆる薬剤師向けの実践ガイドということであるならば、初めの部分をもうちょっと簡単にする、ないしは薬剤レビューにフォーカスをするというような内容にしたかどうかというような御指摘ではあったんですけども、それも踏まえて考えさせていただきますとは思いますが、こういうような思いもあるということは御理解いただけますと幸いです。

【土井会長】 林委員、いかがですか。

【林委員】 今お話しいただいたことをこの「はじめに」のところに書かれたら、それがまさに適切な記述になるのではないかと感じました。薬剤レビューのことにかかなり力を入れられているのに、「はじめに」の中に薬剤レビューという言葉が一言も出てこないのがちょっと変だなと思いましたので質問させていただきました。

【山本委員】 ありがとうございます。確かに、薬剤レビューという文言が入っているほうがいいのかもかもしれません。ただ、プロに対する「はじめに」の部分になりますので、薬剤師、医療のプロに対しての初めの部分には、これまでの経緯であるとか、こういった

こともしっかりと踏まえた上で取り組んでいくということも必要かなということで、初めがちょっと多いという御指摘も分からないではないですが、そういうような思いもありました。ですので、登録販売者に対する資質向上の部分に対しましても、かなり過去の経緯なんかも踏まえてあります。あくまでプロの医療者に対するものとして作成したガイドでありますので、そういうことで御理解いただけますとありがたいと存じます。

【土井会長】 よろしいでしょうか。思っておられるようなことをよりストレートに伝わるような改善といえますか、盛り込んでいただけるようなことができるのであれば、そういうことも御検討いただきたいと思います。十分伝わってはいるんですけども、よりいいものということで、よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

大阪府薬剤師会、乾委員、いかがでしょうか。

【乾委員】 この際、改定されるということですので、林委員の御指摘はもっともかなと思いました。

それと、この実践ガイドを策定していただいたので、これを現場でしっかりと活用できるように、次年度は具体的な取組を薬剤師会としても進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【土井会長】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

竹内委員からはいかがですか。

【竹内委員】 我々、登録販売者につきましても、日常から知識の研さんについて研修会を何度も、年に4回ほど行っておりまして、濫用医薬品についての研修も、今ここに出ております資質の向上のための実践ガイドを用いまして既に研修も行っております。今後ともそういうような状態で進めていきたいと思っております。

以上です。

【土井会長】 ありがとうございます。いろいろ御意見をありがとうございました。

それでは、山本部長、引き続き、実践ガイドの内容充実あるいは周知に向けて、薬剤師・登録販売者の資質向上を推進していただきますようによろしく願いいたします。

【山本委員】 はい。

【土井会長】 ほか、よろしいですか。

本日予定しておりました議題・報告事項についての審議は、これで全て終了ということになります。

この場で何かその他に、御意見、御質問等はございますでしょうか。もしあればお願いします。

【伊井委員】 山本委員の御質問に対してちょっと補足をさせてください。いわゆる教育訓練の評価のところなんですけども、私が先ほどの説明で混乱させるような説明をしましたので、再度、回答させていただいてよろしいですか。教育訓練の評価というもの、いわゆる個々の教育に対する評価と、教育システム全体に対する実効性評価という2つございまして、多分、最初の御質問は個々の教育に対する評価だと思いますけれども、その場合ですと結構やられていますのが、まず自己評価という評価方法です。教育訓練を受けられた方がその教育を受けて、「よく分かった」とか「ほぼ分かった」「少し分からない」、場合によっては「全く分からない」とか、そういうものを自己評価していただく例とか、あと、感想文ですよ。教育訓練を受けて自分がどういうふうにしたかを感想文として書いていただいて、それを講師がまた確認する評価方法があります。

そして、一番客観的な評価方法はテストです。教育訓練を受けていただきまして、その内容に対するテストを受けていただいて、例えば何点以上であれば合格とし、一方、ある点数以下だと、もう一度、教育訓練を受けていただくようなことになるかと思います。

【土井会長】 はい。

【山本委員】 ありがとうございます。本当にすっきりしました。

【土井会長】 どうもありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、議題1では、今回頂戴いたしました御意見も踏まえまして、大阪府としまして、認定薬局制度の推進について引き続きお願いするとともに、今後も本審議会において適宜報告を行っていただきますよう、どうかお願いいたします。

また、議題2の各部会からの報告の中では、各部会では活動を通じまして実態把握等の取組や、様々なニーズに対応した成果物の作成に取り組んでいただきましたけれども、成果物の取りまとめについては、年度内の完成に向けて、引き続き進めていただきますようお願いいたします。

それでは、事務局に進行役をお返しいたします。よろしく申し上げます。

【事務局】 本日はどうもありがとうございました。

認定薬局制度のさらなる推進のための府の取組に対し、また、各部会の取組等についても貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。本日いただいた御意見を踏

まえまして、引き続き府の薬事行政を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日の議事録につきましては、後日事務局で案を作成いたしまして、委員の皆様にご確認をお願いしたいと思います。なお、議事録は、大阪府ホームページ上で公開いたしますので、御了承願ひします。

これをもちまして大阪府薬事審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —